

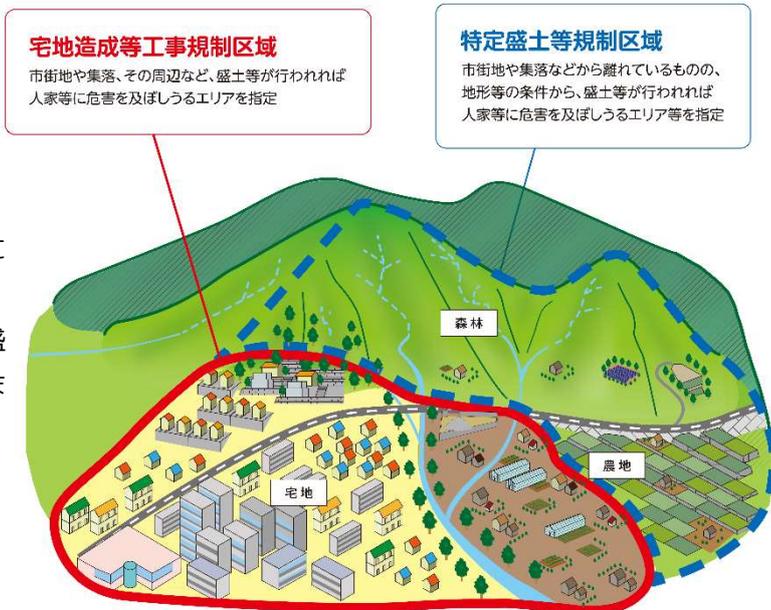
令和7年度より危険な盛土等を規制する土地の区域が変わります。

令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)が施行されました。現在は、旧宅地造成等規制法による規制区域においては許可申請等が必要となっていますが、下関市では、**令和7年度**より、より広い範囲において区域指定をした盛土規制法による規制の運用を行う予定としています。

許可・届出が必要となる範囲が拡大

- ・土地の用途(宅地・農地・森林)にかかわらず、危険な盛土等を一律の基準で規制します。
 - ・宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制されます。
- ※特定盛土等規制区域においては、許可の代わりに届出が必要になる場合があります。
- ※都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。ただし、その場合でも、現場での標識掲出、定期報告、中間検査等の手続きは必要です。

区域指定のイメージ



許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

土石の堆積 30 cm以上

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

※詳細につきましては、問い合わせ先までご相談ください。

《問い合わせ先》

下関市都市整備部建築指導課
開発審査係 TEL 083-227-2477



○下関市